

鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について

次のように改める。

令和7年12月24日提出

鹿沼市長 松井正一

鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年鹿沼市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。